

第 139 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 139 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 22 年 9 月 17 日（金）18：27～20：15

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 中央合同庁舎第 3 号館施設管理業務（国土交通省）
- 中央合同庁舎第 2 号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運營業務（総務省）
- 湯島地方合同庁舎の管理運營業務（財務省）
- 東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運營業務（財務省）
- 東京港湾合同庁舎等の施設管理・運營業務（財務省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

樫谷主査、渡邊副主査、稲生専門委員

（国土交通省）

大臣官房会計課 日原大臣官房審議官（兼）会計課長、山越施設管理専門官、
荒井係長、渡邊係長、河内係長、廣瀬係長

（総務省）

大臣官房会計課 福田企画官、統計局総務課 奥田調査官
警察庁長官官房会計課 楠企画官

（財務省）

関東財務局総務部会計課 鈴木課長、山田課長補佐
関東財務局東京財務事務所総務課 黒岩課長補佐
東京国税局会計課 神宮司課長、渡邊課長補佐、岡田係長
東京税関総務部会計課 吉田課長、嶋田課長補佐、千葉係長

（事務局）

和田参事官、栗田参事官、後藤参事官、廣瀬企画官

○樫谷主査 それでは、ただいまから第 139 回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、国土交通省の「中央合同庁舎第 3 号館施設管理業務」、総務省の「中央合同庁舎第 2 号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運営業務」、財務省の「湯島地方合同庁舎の管理運営業務」、「東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務」、「東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

初めに、「中央合同庁舎第 3 号館施設管理業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、国土交通省日原大臣官房審議官兼会計課長に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた実施要項（案）の修正点等について 15 分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○日原国土交通省大臣官房会計課長 国土交通省会計課長の日原でございます。よろしく願いいたします。

前回の御審議を 8 月 6 日にいただきまして、その後パブリックコメントを行っております。パブリックコメントにつきましては、8 月 16 日から 9 月 6 日まで 22 日間実施いたしまして、御意見としては全部で 15 人の方から 65 の御意見をちょうだいしています。後で主だったものを御説明させていただこうと思いますが、ざっとした印象からすると、中身についてわからない点があるので詳しく教えてほしいということと、一方、主に大手の企業の方かと思われましても、要件が甘過ぎるのではないかとというものが多くございました。それから、本日はこちらの小委員会で御指摘があったことについての御説明と、私ども内部の評価委員会で御指摘があったことについての御説明をさせていただこうと思います。

まずパブリックコメントについてでございますけれども、お手元に A 4 横長の資料を付けていると思います。その中で、時間の関係で主なものを御説明させていただこうと思います。

左側に番号が振ってありますが、その 3 番のところ、実施要項の 5 ページに相当するものでございます。統括管理責任者の人数及び勤務時間が書いていないという御指摘でございます。統括管理責任者につきましては、基本的にそれぞれの請負者の中での内部業務の問題でございますので、私どもの方から人数を指定するという考えはございません。ただ、24 時間私どもは稼働しておりますので、対応できる体制はつくっていただきたいと考えてございます。

それから、5 番目でございます。民間の創意工夫により、品質を維持・向上しつつコストの削減が可能であれば、企画提案により仕様書の内容や点検周期の変更は可能かという御指摘でございます。これにつきまして、ちょっとわかりにくい点がございましたので書き直しています。お手元の回答は直前に直したものですから、直し忘れみたいなことになってございますが、要項の 8 ページ、9 ページをご覧くださいければと思います。

まず 8 ページの 1.2.2 のところでございますけれども、「従来の実施方法については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる」と書かせていただきまして、もう一点、共通仕様書の関係が問題になりますので、それにつきましては 9 ページの 1.2.3 の（４）というものを追加いたしまして、共通仕様書に関する提案については、仕様書の趣旨・目的に準拠し、同等または、それ以上の水準を確保し根拠等を提示すること」ということで、仕様書の趣旨・目的に準拠し、なおかつ

効果が高いということをはっきりしていただければ、それは是非提案していただきたいという形に直させていただきます。

それから次でございますけれども、6番の温室効果ガスの年平均8.5%という目標につきまして、これが目標を達成できないとペナルティを課されるのかとか、インセンティブはどのようなのかとか、目標を達成すればそれでいいのかといった御質問でございます。

これは、私どもの記載の方がどうも8.5%の目標そのものが請負者の目標にダイレクトにつながっているようになっておりまして、そこに大変問題があったと考えております。そういう意味で、その部分の規定を書き直させていただきます。

お手元の先ほどご覧いただいた8ページのちょっと上の部分でございますけれども、8.5%というのはあくまでも注記扱いにして、受注者に対しましては「温室効果ガス削減に努めること」という記載にさせていただきます。

なお、その結果として効果がきちんと上がっているかどうか。不十分な点があるかどうかということにつきましては9ページの1.2.4というところで、施設管理担当者は検査・監督を行い、質、最低水準の確保の状況及び企画書の提案事項実施状況を確認した上で払うということにして、例えば省エネが著しく世間の水準から劣っているとか、あるいは向上するという企画提案がなされているにもかかわらずそれに従わないという場合には、それ相応のペナルティ措置を講ずるというふうに対応したいと考えてございます。

それから、同じように8.5%を維持すればいいのかという話は今の話と関連しますけれども、基本的にはもちろん取組みはしていただけるということでございます。

それから、注の部分でございます。8.5%は本当に削減できるのかということにつきましては、これは柏崎原発の関係ですけれども、電力のCO₂の排出係数が高かったために21年度は達成できなかったが、22年度は原発が動き始めましたので達成できるというふうに考えてございます。

それから、これまでの温室削減ガスの削減計画を開示してほしいという話でございましたので、これは現場説明会で情報を提供しようと思っております。

それから、お手元の資料の9番でございます。別紙の部分で、人員のシフトの状況、配置を開示してほしいということでございます。

関連して、次の10番でも人員記載がないのかというようなことがございます。私どもの中で、受電設備と窓口業務につきましては別紙の2-2ということで人数を記載させていただいたところでございます。それ以外の業務、御指摘のあった空調設備等でございますけれども、こういうものにつきましては定型的な内容で人員が限定できるものにつきましては現場説明会で説明しようということでございます。

それから次は13番で、ハードルが低いという御指摘でございます。基本的には、入札参加資格の要件の見直しは考えています。なるべく多くの方に参加していただきたいということで、A等級に限定しろとかいろいろなことをおっしゃっていますけれども、そこについては限定する考えはございません。

それから、過去5年以内に請負者の責めによる解除とか、請負者の責めによる契約前辞退がない

ことということを入れろという話でございます。私どもの方としては、こういった事態が生じた場合には一般的に指名停止措置を講じておりまして、その指名停止期間中については入札に参加できないという扱いをすることにいたしてございます。

それから、官庁施設における実績要件でございますけれども、実績要件とかISOの認証取得につきましては、これは加点要素として考えていきたいと考えてございます。

それから、著しく低価格で応札したものを失格にしろというお話でございます。これは、私ども法令上は低入札価格調査制度がございますので、いきなり失格ということはなく調査制度に従って適切に対応していきたいと考えてございます。

それから、事業協同組合の関係で幾つか御指摘いただいております。

1つは、組合及び組合員が該当しないこととなつてございまして、基本的に事業協同組合は全体が一つの企業というふうにみなされますので、企業としての行動が過去、何かに抵触していないか、組合としての行動あるいは組合としての実績というものを見ることにいたしてございます。そういうことで、基本的には組合実績どおりでございます。

ただ、その中で構成員の扱いをどうするのかということがございまして、組合で参加していて、その組合参加企業がまた単独で参加するというのはいかがなものかと思っておりますので、それについては修正いたしまして参加できないようにしようとしたところでございます。

それから、事業協同組合でどの企業が何をするのかははっきりさせろという御指摘でございます。これは組合としての話でございますので、そこは中で処理されるものというふうに理解しております。今のことは、15番です。

それから、19番の部分でございます。評価者の氏名・略歴等は開示すべきではないかということでございますけれども、事前に開示ということは通常行っていませんので、もちろん開示請求があれば適切に対応するというのを考えてございます。

それから、20番と21番でございます。評価点につきまして、加点事項の割合が低い。要は、必須事項が多くて、早い話が価格でほとんど決まっちゃうじゃないかという趣旨でございますけれども、本件業務につきましては基本的に必須事項でかなりやってほしいことは記載しておりますので、加点要素はこの程度でいいのかなと考えているということでございます。

除算方式かどうかということについても同様で、除算方式を採用させていただいたところがございます。

それから、25番の項目で、業務責任者につきましてすべて社員としてはどうかということにつきまして、「業務責任者は各業務を主に担当する社の社員とする」と書かせていただいたところがございます。

それから、27番の項目でございます。受電設備等の業務監視について、3年の業務経験が要のかということでございますけれども、これにつきましては質の確保という観点から経験年数を条件として設定しているので、3年どおりというふうにさせていただきたいと思っております。

それから、31番で自動制御設備のコントローラーの点検回数が6回というのは多過ぎるのではないかとございまして、これにつきましては、6回から2回への変更を行おうと考えている

ところでございます。

以上が、パブリックコメントでいただいた御意見の主なものでございます。

それから、前回こちらの場で御意見をいただいたものの中で、性能発注でなく使用発注になっているのではないかという御意見をいただきました。特に共通仕様書のところがそういうお話の主たる部分かと思いましたので、先ほど申しましたように共通仕様書の趣旨・目的に準拠して、それで性能がよいのであればそれでいいというふうに変更させていただいたところでございます。

それから、委託費の支払いにつきまして、質及び最低水準の確保をした上でとなっているけれども、どういふふうに確保するのかというお話がございました。これにつきましては、各業務の日報や月報を現在でも落札事業者から提出させて確認チェックを行っておりますので、基本的には同じ方法で対応できるのではないかと考えております。

それから、別紙の3から10という部分で、業務内容をかなり細かに書き過ぎているのではないかということでございます。これにつきましては、基本的に従来の実施方法を示しただけであって、必ずしもこれにとられる必要はないと考えてございます。

それから、改善提案の受付の範囲につきましても、先ほど申しましたように法令についてはもちろん法令違反は認められませんが、共通仕様書について改正されたところでございます。

それから、提案を受け付ける余地のない部分まで民間に検討させるのは無駄ではないかという御意見をいただきました。これにつきましては、11ページの4の(2)の一番下の業務でございます。企画書の内容について「1)～9)に掲げる事項を記載すること」とした上で、「別紙3～10で示す従来の実施方法について改善提案を行うことができる。必要に応じ、企画書提出期限前に質問を行うことができる。質問を求められた国土交通本省は、当該者が企画書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する」といたしまして、無駄な作業は避けるようにさせていただきました。

それから、内部の評価委員会の中で意見が出たものは、先ほどのパブコメの話と関わってくるんですけども、ペナルティはどうか。企画提案を出してもらって加点要素で加点したんだけど、それが適切に行われない場合もあるのではないかという話がありまして、先ほどちょっとごらんいただきました9ページのところで企画書の提案事項の実施状況というものも支払いの前提にさせていただいたということでございます。

それから、質の確保という点で今のことで十分なのかということがございました。それにつきましては、19ページでございます。必要な指示がきちんとできないのではないか、あるいはその指示に従わない場合の開示規定がきちんと行われているのかということがございまして、3点、「管理業務の不備により職員等から苦情が多少寄せられた場合」、「管理業務の不備による設備の停止」、「管理業務の不備による利用者とのトラブルの発生等」ということで、すべて管理業務の不備ということが前提でございますけれども、そういった問題があったときは指示を行うことができ、それに従わないとき、あるいは改善しないときは契約を解除できるという規定を置かせていただくことにいたしました。

それから、国の体制として複数の係名が記載されていて、だれに何を話していいかわからないという意見が中々ございました。それにつきましては、18ページでございます。そこに、個別にどの

業務をどの係が担当するかということに記載させていただくようにいたしました。

駆け足でございますけれども、以上でございます。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○稲生専門委員 2点ほど質問というか、確認させていただきたい事項がございます。

まず全般的に、前回こちらの方から御要望させていただきましたことに対応いただきましてありがとうございます。

まず1点目というか、資料A-3でパブリックコメントに対する御回答の内容をちょっと確認したかったんですけども、1ページのNo.3です。意見の内容のところで、統括管理責任者という概念がありまして、人数と勤務時間の明記がないので教えてくださいということに対してお答えの方が、落札事業者内の内部管理業務と解しているということで、要は人の話を質問しているんですけども業務で答えているんです。ですから、これは逆に言うと混乱するのではないかと。

つまり、実際に実施要項を拝見すると5ページの方に統括管理責任者の話がありまして、要は責任者あるいは(5)で言う副統括管理責任者というのはやはり人の話になっていまして、業務で書いてあればいいんですけども、常識的に考えれば統括管理責任者は恐らくトップだと思いますので、逆に1人としてしまって回答してもいいのかなと思ったんです。

むしろ副の方についてはどういうふうに統括管理業務を行うかということになりますので、これは複数名であえて2人としなくてもいいと思います。

ですから、そこら辺の答え方として、ほかのところは創意工夫で考えろというところが何か所かあったものですから、ここの部分はある意味では一番のかなめになるんじゃないかと思いましたが、ここを創意工夫だと言ってしまうよりも、統括管理責任者は1人として、残りの部分については創意工夫でというような書き方にして、かつ24時間ですので連絡体制を是非御提案くださいというような感じにしておいた方が多分、混乱がないのではないかと思います。これはどうしたらいいということは申し上げませんが、御検討をお願いしたいと思っております。

それから、2点目でございます。同じくA-3のパブコメの資料の2ページ目で7番です。意見の内容として、居住者のPOEに関するアンケート結果について開示してくださいということで、答え方としてはアンケートをしていないので出しようがないというのはわかるのですが、これは恐らく応募される方からすればどんな問題が過去に出てきて、それに対して我々はどのような提案をしていけばお宅様の方で喜んでいただけるのか。ある意味で、すごく大事なところかもしれません。

要は、私はアンケートをしろという意味ではありませんで、恐らく過去の委託の関係でいろいろな課題、問題みたいなものが多分、業務日報等で吸い上げられてきているんじゃないかとも思いますので、アンケート調査はしていないんですけども、過去に出てきたいろいろな課題についてはこういう資料で確認できるとか、せめてそういう形にしておいた方が、より問題解決型の提案が出てくるんじゃないかと思ひまして、ほかのところに書いてあったら申し訳ないのですが、一応その点だけ確認できればと思っております。私からは、以上でございます。

○日原会計課長 1番目の点については、検討させていただきます。確かに、統括責任者が何人も

いる必要があるかという議論はあると思います。

それから2番目の点でございますけれども、これはまさに御指摘のとおり、これまでも苦情がそれぞれの窓口に寄せられておりますので、その苦情の中身を少し整理して現場説明会等でお話をできるようにしたいと思います。

○樫谷主査 渡邊委員、どうぞ。

○渡邊副主査 随分修正を丁寧に加えてくださって、私からも、全体的な意味では余りコメントはないのですが、1点技術的なところで恐縮なのですが、実施要項の19ページ目の「(4)指示について」というところで、今回いろいろ修正を入れてくださったところのなお書きについて伺います。

「落札業者が指示に従わないとき、或いは改善の意思が見られないときは本実施要項8(7)⑰3)とみなし契約を解除できるものとする」と記載してあります。しかし⑰の3)といっても、⑰には括弧がなく、⑱が契約の解除なので、もしかすると⑱の3)のことかなという気がします。

そういう技術的なところを1か所確認していただきたい。もう一つはそれとの関係で、「指示に従わないとき、またはその改善の意思がみられないとき」という点について、指示をしてそれに従わないから解除というのは非常によくわかるのですが、「改善の意思がみられないとき」というのは指示に従わないということと何か違うことを念頭に置いておられるのか確認していただきたい。この辺りは形式的なところで全体の方向性に影響するわけではないので、後で御検討いただき、文言を整理していただくということではないかと思っています。

○日原会計課長 わかりました。今のところは直します。

○樫谷主査 ありがとうございます。

私の方も大体問題はないと思うのですが、9ページのところで先ほど御説明いただきました1.2.4の「委託費の支払い方法」で、例えばすばらしい提案をしておきながら実際にやっていなかったというようなことも日報等で確認した上で払うとなっているんですね。

ただ、その後もまたいろいろ工夫をしてもっと違うやり方をするということもあると思うのですが、そういう場合、つまり基本的には最低水準なり要求水準を確保すればいいということになるわけですね。その提案したところが違っていただけと言って、直ちに委託費の問題にはつながらないと考えてよろしいんですね。文章を厳しく見てしまうとですね。

○日原会計課長 提案だけしておいて、ここで最初は通常の要求水準なり通常の最低水準という話になってしまうと、すばらしい提案を出していただいているのに人様と同じでいいのかということの問題意識だったものですから。

○樫谷主査 フェアじゃないということですね。その場合、どういうふうにして委託費を下限するんですか。

例えば、一応要求水準は達成している。ただ、ちょっと違うね。文章だけよくてフェアじゃないよねということになりますね。そういう場合、確認した上で払うとなっているので、確認はするけれどもちゃんと払いますということなのか。その辺はどういうふうに理解したらいいんですか。これはちょっと難しい問題かもわかりませんが、確かにもともとフェアじゃなかったわけですね。

しかし、では要求水準は一応達成しているとなったときに、委託費をその部分については減額するという理屈がどう立つんですか。法的にはどうなのでしょう。

○渡邊副主査 請負契約の中で、どういう規定をされるおつもりなのかということになると思います。

○日原会計課長 確かに、最初のパラグラフは確認した上で支払うと書いてあって、次のパラグラフは最低供給水準があればいいと書いてあって、企画提案の実施状況が不十分な場合に、その分減額しますという記載になっていないのは不備だと思いますので、そこは書き方を工夫したいと思います。

○樫谷主査 そうですね。もしするとしたら、どの程度……。

○日原会計課長 どの程度減額することができるのかですね。

○樫谷主査 それを具体的に書いていただかないと、ひょっとしたら後でトラブルになる可能性があるんで、それも工夫していただきたいと思います。

○渡邊副主査 今の樫谷先生からの御指摘に関して、もちろん実施要項でもどういうふうになるのかということは記載が必要だと思うのですが、実際に締結される契約の中でこの水準のものはやりますというコミットをしていただくことになって、それに従った履行がなければ当然のことながら、極端な解除までいくかどうかはわかりませんが、債務不履行ということでそれなりの減額請求ができるという構成になると思います。そういう意味で要項と契約の規定の整合性を確認していただく必要が出てくるかだと思います。

○樫谷主査 そうですね。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これで終わりたいと思うのですが、何か事務局から確認すべき事項はありますか。

○事務局 今の御指摘を踏まえて、実施要項（案）の修正については事務局と国交省さんの方で調整をさせていただきまして、後日メール等で確認をさせていただくということでよろしいでしょうか。

○樫谷主査 結構です。そんなに決定的な問題ではないので事務レベルでやっていただいて、最終的にはそれぞれ各委員の先生方にお知らせいただいて了解をもらうということにさせていただきたいと思います。それでよろしいですね。

○日原会計課長 はい。

○樫谷主査 それでは、本実施要項（案）につきましては本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、若干の修正はありますが、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取扱いとか監理委員会への報告資料の作成については私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○樫谷主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございま

したら事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理していただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

また、国土交通省におかれましても、若干の修正をいただいた上で本実施要項（案）に沿って適切に事業を実施していただきますようお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

○日原会計課長 どうもありがとうございました。

（国土交通省関係者退室・総務省関係者入室）

○樫谷主査 それでは、続きまして「中央合同庁舎第2号館及び総務省第二庁舎施設の管理・運営業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

本日は、総務省大臣官房会計課福田企画官に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項（案）の内容等につきまして15分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○総務省大臣官房会計課企画官 総務省大臣官房会計課企画官の福田と申します。それでは、実施要項（案）につきまして、御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

公共サービス改革基本方針、22年7月の閣議決定によりまして、総務省施設の運営等業務として、中央合同庁舎2号館及び総務省第二庁舎の2か所を一体的に市場化テストにかけるといことと、実施期間としましては23年4月から28年3月までの5年間ということが決定されておりますので、それに基づきまして実施要項（案）をつくっております。

作成に当たりましては、実施要項の指針、それから実施状況の情報開示指針を事務局からいただいておりますので、それに留意しまして全体の構成をつくっております。

1番から11番ということで実施要項は公共サービスの内容ですとか、サービスの質に関する事項から、その他、サービスの実施に関して必要な事項ということで整理しており、関係する資料につきましては29ページのところに民間競争入札実施要項の別紙一覧として、設備一覧ですとかそれぞれの業務の詳細についてまとめております。

それでは、中身について、ポイントを御説明させていただきたいと思います。

1ページ目は施設の概要ですので飛ばしまして、3ページ目に「対象業務」として「設備等管理業務」から6業務をこの中で記載しております。⑦に「総括管理業務」ということが出ておりますけれども、これにつきましては今まで清掃ですとか警備ですとか、個々に契約しておりましたが、今回は全体をまとめて契約するというものですので、各業務間の連携調整を行う必要があることから、総括管理業務というものを為念的に記載しております。

それから、1.1.1で「管理運営等業務全般に係る業務」について記載しておりますけれども、個別につきましては6ページのところに「設備等管理業務」として1.1.2、「清掃等業務」、1.1.3として、それぞれ警備業務まで記載しておりますが、詳細は先ほど御紹介させていただきました別紙の資料の方にそれぞれ付けておりますので、内容ですとか周期等についてはそちらで明示させていただいております。

それから、「サービスの質の設定」ですけれども、これにつきましては7ページの1.2に包括的

な質として「確実性の確保」、「安全性の確保」、「環境への配慮」というような項目をまとめております。

それから、「各業務において確保すべき水準」につきましては1.2.2のところから従来の実施方法として別紙を付けておりますけれども、開示する情報に定める内容とするということを記載しております。

従来の実施方法については改善提案を行うことができるということで、1.2.3におきまして「創意工夫の発揮可能性」として、運営等業務の実施全般に対する提案、それから実施方法に対する改善提案、コスト低減に関する提案ということで、企画書においてそれぞれ提案をいただくというように実施要項をつくっております。

それから、1.2.4「対価の支払い方法」です。これにつきましては、総務省にあらかじめ定める書面によって支払い請求、内容を付した書類をいただく。総務省はそれを受けまして関係する官庁に10日以内に配付を行い、配布を受けた官庁は受領した日から20日以内に支払うということで、全体で30日以内に支払いを済ませるというように、支払いの方法について記載しております。

それから、「実施期間に関する事項」としまして9ページの2の一番下のところに、5年間実施するということですので、23年4月1日から5年後の28年3月31日まで、国庫債務により事業を実施するという計画にしております。

それから、10ページ目「入札参加資格に関する事項」です。ここの特徴的なところは、入札参加資格をAまたはB等級ということにしておりますけれども、入札参加グループによる入札につきましては代表企業につきましてはAまたはBでございますが、グループ企業につきましてはA、B、CまたはDとして、役務の提供等のDランクのところまで参加できるような形をとっております。

それから、スケジュールについては11ページの4番のところにありますが、官報公示、これは清掃関係がWTOの対象になっておりまして、全体で50日間、公示期間を必要としますので、その部分を考慮しまして提出期限としましては12月中旬から下旬ごろという予定でスケジュールを組んでおります。

それから、評価の基準について12ページの5に記載しております。評価につきましては、総合評価方式によるものとするとして、評価に当たっては総務省の大臣官房会計課に評価委員会を設けてそこで評価を行うということ、また、評価委員会には外部の有識者の方にも加わっていただくということを考えております。

それから、配点につきましては必須項目の審査で、すべて満たした場合には基礎点の100点を付与して、1つでも満たさない場合は失格として次のステップには進めないという形にしております。

それから、加点項目としましては13ページの中ほどの②にあります。最高で80点ということで考えておりまして、絶対評価によりまして「運営等管理業務全般に係る提案」ですとか、主な業務ということで「設備等管理業務」、「清掃等業務」、「警備等業務」、それからプラスしまして「緊急時及び非常時対応」ということで14ページの5番のところに書いておりますけれども、全体で80点を加点するというように整理しております。

それから、評価方法につきましては除算方式として、基礎点100点、それから加点項目による加

算点として最高 80 点を加えたものを入札価格で除算するという事で評価するようにしております。

それから、情報開示の関係ですが、15 ページの 6 のところに情報開示に関する事項ということで記載をさせていただいております。従来の実施に関する情報として、別紙 14、先ほどの別紙一覧の 585 ページに開示情報ということで付けさせていただいております。

別紙 14 の中で、開示情報として今までこれを請負ということで実施してきておりましたので、委託費等として 19 年度から 21 年度までの実績を 12 億、11 億と出しております。

それから、それ以外につきましては 586 ページ、次ページに施設設備の関係ですとか、それから目的の達成の程度ということで今までの実績を情報としてお示ししております。

それから、588 ページに先ほど請負の関係で金額的なところを申し上げましたけれども、それぞれの個別の契約として委託実績を 19 年度から 21 年度、電気通信等管理業務の契約金額ですとか、個々にお示しさせていただいております。詳細は別紙の 3 から 12 で、今までの仕様書をお示するという事で情報の開示をしております。

次に、契約の解除で特徴的なところは 21 ページの⑩です。「契約の解除」として、発注者は落札事業者、グループ企業の場合はグループ企業を含むということで、いずれかに該当するときは本契約を解除または変更するというように、全体解除か、もしくは被疑行為のあった事業者を差し替えて変更するという事を可能にするということで記載をさせていただいております。

それから、23 ページに 9 の項目で損害の賠償に関する落札事業者が負うべき責任、それから 24 ページで 10 の項目として評価に関する事項、それからサービスの実施に関し必要な事項ということで 11 番まで記載しております、これが実施要項の本体ということになっております。

それから 29 ページに別紙一覧として、それぞれ設備一覧ですとか資格の一覧、「業務責任者等の条件」、以下 3 から 7 につきましては設備関係のそれぞれ業務の詳細、清掃関係として別紙 8、「害虫防除等業務」は別紙 9、塵芥の処理が別紙 10、植栽が 11、それから警備の関係で「合同庁舎 2 号館及び第二庁舎警備等業務」の関係を 537 ページ、別紙 12-1 でお示ししております。

それと、警察庁エリアの警備についても、一緒にやるということですので、その部分につきましては別紙 12-2 に「警察庁庁舎警備業務」ということで 567 ページに参考の情報をお示しし、実施要項をつくっております。

以上で、御説明の方は終わらせていただきます。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして何か御意見、御質問がございましたら御発言をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○渡邊副主査 1 点だけ、これはほかの庁舎の管理業務のときにもお話が出ていることなのですが、すべてについて民間事業者が改善を提案することができるのであれば、それはそれでいいと思いますが、法令に違反しないというのはある意味で当たり前なので、違反しない限りという前提は必ず付くと思いますけれども、もしこういう点について改善しても、それは最低レベルとしてこれだけは要求したいという事項があれば、無駄な改善提案にならないように少し記載の方法を工夫していただく。

具体的な記載の方法については、ほかの例で検討されたものが事務局の方にあると思いますので、その辺りを参考にさせていただいて、繰り返しになりますけれども、やはりいろいろ改善提案をするにもそれなりに手間暇コストがかかるお話なので、無駄なことはしないで済むようであればその方がベターかと思っています。以上です。

○福田企画官 わかりました。事務局の方から事例をいただいて、合わせて我々の方でもこういったところが今まで困っていて、いい提案があれば、それも加えるという形で無駄がないように検討させていただきたいと思います。

○樫谷主査 では、私の方からですが、実施要項（案）の8ページと9ページの関係です。

特に9ページの1.2.4で「対価の支払い方法」というものがありまして、2行目の終わりから「検査・監督の結果、確保すべき水準が満たされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに」云々で「支払いは行わないものとする」と書いてあります。要するに、確保すべき水準が満たされていない場合というのは、確保すべき水準が7ページから要求水準で書いてありますね。その中の「環境への配慮」というところで削減目標が書いてあるんですが、これの「目標とし」という意味は、これも確保すべき水準になっていくのでしょうか。

○福田企画官 総務省で温室効果ガスの削減目標というものをを出しております、その中で例えば合同庁舎2号館ですと13年度の排出量比で8%以上の削減を目指すということにしておりますので、最低そこはクリアしていただきたいとは思いますが。

ただ、實際上、合庁2号館の場合に21年度実績で24.2%削減しておりますので、今年度は猛暑とかもろもろございまして削減率が下がるんですけども、8%という数字はクリアしておりますので、それよりも悪くしないで、できれば今以上のいい御提案をいただきたいということで書いておりますので、この点が支払いの関係のネックになるということはないと考えております。

○樫谷主査 といいますのは、それもそうかもわかりませんが、温室効果ガスの削減目標というのは施設の管理の部分だけなのか。それ以外もある可能性があるんで、それとの関係がどうなのか。つまり、素人で申し訳ないんですけども、管理上で削減できるものと、それ以外で削減しなきゃいけないものが多分あると思うので、ここだけでチェックされてしまうとほかの責任でなることもありますので、そういうような趣旨で聞いたんですが、今の御説明では、もう既に削減をしているのでこれ以上レベルが下がらなければ問題ないと理解してよろしいということですね。

○福田企画官 我々の目標値というものを知っておいていただきたいという気持ちもありまして、こういう形で書いております。

○樫谷主査 説明会でそのような説明を具体的にさせていただくといいかと思えます。

○福田企画官 承知しました。

○樫谷主査 それから、17ページに「検査・監督体制」を書いていただいてあり、あるいは18ページに「指示について」と書いてあって、場所が2か所、あるいは警察の関係も入れると実質的に3か所みたいになるわけですね。そうすると、例えば事業者の方がどなたに具体的に言えばいいのか。窓口というのはだれなのか。または、どういう業務がだれなのか。多分そういうようなことを整理されていた方が後でトラブル、つまりこの人に言ったけれども、この人に言っていなかったと

ということが後でないように、このことについてはこの人に、このことについてはこの人というふうに整理された方が、民間事業者としては安心ができるかと思っておりますので、そのような整理をしていただくといいかと思いました。

○福田企画官 先ほど、為念的にということで4ページの⑦のところで「総括管理業務」として、各業務間の連携・調整を行うため、施設管理責任者、施設管理担当者と連携を図りということを書いておりますけれども、実際に入居官庁によってそれぞれ責任者、担当者がいますので、このところは一時的な窓口をどこにするのかというような形で、少しわかりやすく検討させていただきたいと思っております。

○樫谷主査 わかりました。あとはよろしいかと思っておりますが、事務局から何かありますか。

○事務局 それでは今、御指摘いただきました改善提案がどこまでできるのかといったところ、事業者の方が無駄な努力をすることがないようにというような観点で御相談させていただきながら内容を詰めていきたいと思っております。

もう一点は「検査・監督の体制」で、こちらの窓口というようなところを明確にできないかということで調整させていただきます。

○渡邊副主査 すみません。先ほど申し上げればよかったのですが、実施要項の19ページの「秘密の保持」というところで、「落札事業者は、本業務に関して施設管理担当者が開示した情報等及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること」と書いておられています。

実施要項の段階では、恐らく必要な措置を講ずる旨を記載することだけでもやむを得ないのかもしれないのですが、ただ、秘密保持義務の履行については恐らくこの書き方ですと何か民間事業者にお任せみたい読み方もできてしまいます。民間企業同士が秘密保持の規定を入れる場合もそれほど細かくは書けないのですが、ただ、終了と同時に廃棄または返却する、それを通知するとか、もう少しこのところをきちんと書かれた方が、より適切な内容になるのではないかと思います。もし契約で書かれることであるとすると、要項にもある程度ここはきちんと書いておかれた方がいいのではないかと思います。

○福田企画官 今までの契約書等を見まして、もう少しわかりやすくさせていただきたいと思っております。

○渡邊副主査 庁舎管理に限らず秘密保持が重要な場合については、ほかの市場化テストの実施要項でも十分に参考になりそうなものはあると思っておりますので、事務局の方に聞いていただければと思います。

○福田企画官 重要な項目だと思っておりますので、具体的にさせていただきたいと思っております。

○樫谷主査 よろしいですか。それでは、本実施要項（案）につきましては事務局と若干調整していただいた上で次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思っております。総務省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いいたします。

実施要項（案）の意見募集の前に、今のことをできるだけ整理していただくということですね。

○事務局 はい。事前に御照会させていただきたいと思います。

○樫谷主査 また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

(総務省関係者退室・財務省関係者入室)

○樫谷主査 続きまして、「湯島地方合同庁舎の管理運営業務」、「東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務」、「東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務」の実施要項(案)の審議を行いたいと思います。

本日は、財務省関東財務局会計課の鈴木課長、東京国税局会計課の神宮司課長、東京税関総務部会計課の吉田課長に御出席いただいておりますので、事業の概要や実施要項(案)の内容等につきまして、3本まとめて30分程度で御説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○鈴木財務省関東財務局総務部会計課長 関東財務局の鈴木でございます。これから、財務省関係の施設管理業務につきまして、財務局、国税局、税関の順に御説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、最初に「湯島地方合同庁舎の管理運営業務」について説明させていただきます。湯島地方合同庁舎におけます各種設備の点検・保守、清掃、警備関係業務につきましては、それぞれの業務ごとに民間委託してきたところですが、今回これらの業務を包括的に実施することとしております。

それでは、本件の管理運営業務におけます民間競争入札実施要項につきまして、東京財務事務所の黒岩補佐の方から説明させていただきます。

○黒岩財務省関東財務局東京財務事務所総務課長補佐 東京財務事務所の黒岩です。よろしく願いいたします。では、私の方から、湯島地方合同庁舎の管理運営業務につきまして実施要項の内容について簡単に説明させていただきます。

まず「施設名」ですが湯島地方合同庁舎、「所在地」としまして文京区の湯島の方でございます。

「施設規模」ですが、敷地面積としまして1万2,498平米、建物の建て面積で2,934平米、延べ面積にしますと9,152平米となります。

入居官署ですが、私ども関東財務局東京財務事務所、こちらでは金融監督に関する業務ですとか国有財産の管理処分に関する業務を行っております。

もう一つが、農林水産省関東農政局東京農政事務所統計部になります。こちらは、農林水産業及び従事する者に関する統計等のまとめ等を行っております。

3官署目が、経済産業省関東経済産業局東京通商事務所になります。こちらは、輸出の許可・承認ですとか、関税割当に関する業務を行っております。

以上、3官署が入居官署として入っております。

では、実施要項に沿いまして御説明させていただきます。本実施要項につきましては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づきまして作成しております。

まず最初に、要項の方では1ページから9ページになりますが、公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項等についてです。

「対象業務」につきましては、点検等保守業務の中でエレベータの保守、自動ドア、消防設備等、全10業務を予定しております。

次に「清掃業務」になりますが、清掃あるいは水質検査等、環境衛生管理になりますが、そういったものが4業務ございます。

3番目に「警備業務」になりますが、こちらは現在24時間体制の人的警備を行っております。

次に「サービスの質の設定」ということになりはしますが、達成すべき質、確保すべき水準等をその中で規定しております。達成すべき質につきましては、半年ごとのアンケート等を実施するなど、質の管理をしていきたいと考えております。

確保すべき水準につきましては資料の別紙の方になるんですけども、「従来の実施方法における対象業務の詳細」を参照することとしておりますが、内容は昨年度の実績、結果等を最低の水準と考えております。

本業務を充実するに当たりましては、民間事業者の創意工夫を反映したものを企画書において従来の実施方法に対する改善提案ですとか、コスト削減に関する提案を行うようにつくっております。

大きな2番としまして「実施期間に関する事項」ですが、23年の4月1日から26年3月31日までの3年間を予定しております。

3番目としまして、「入札参加資格に関する事項」です。こちらは、公共サービス改革法の第10条の欠格事由該当者ですとか、予算決算及び会計令の70条、71条等に該当する者が入札に参加できないという規定にしております。

それと合わせて、参加できる者として競争参加資格につきましての等級等を明示しております。また、それに加えまして、入札にグループで参加できるといった内容はこちらの方に規定しております。

4番目になりますが、「入札に参加する者の募集に関する事項」、10ページから12ページの中になりますが、大まかなスケジュールとしましては官報公告を11月の上旬、書類の受付を1月上旬、開札、落札者決定を2月の上旬というふうに考えております。

次に、公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準、または実施する者の決定に関する事項という項目になりますが、12ページから14ページになります。

まず「落札者決定にあたっての質の評価項目の設定」ですが、「企画書の内容が本業務の目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか」、これを必須の項目の審査の対象としております。「具体的かつ効果的なものであるか」、こちらの方は加点項目の審査というふうに考えております。

決定の方法ですが、必須項目審査により得られた基礎点を100点、加点項目で審査で得られる加点を60点、これに1,000を乗じた値に入札価格で除した数値が最も高い者を落札者として決定する予定でおります。

「対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」ですが、こちらは別紙4の方で過去3年の実績を開示しております。

次に7番目としまして「公共サービスの実施民間業者に使用させることができる国有財産に関する事項」、15ページになります。こちらは、民間事業者の使用できる施設として「機械室等本業務の遂行に必要な施設全て」を、施設ですとか使用制限等について規定しております。具体的には、そこには清掃員の控え室ですとか、守衛室ですとか、詰め所といったものも考えております。

次に、公共サービス実施の民間事業者が国に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うための必要な措置、契約により民間事業者が講ずべき措置等の項目ですけれども、こちらでは「業務計画書の作成と提出」、個人情報の取扱いですとか契約の解除等について規定しております。この中で、ほかにこの業務に対します監督、検査体制等を明示するとともに、「緊急時における報告、指示」の方法についても規定しております。

次に9番目としまして、民間事業者が第三者に損害を加えた場合、民間事業者が負うべき責任に関する事項ということで、公共サービス実施事業者が故意または過失により当該公共サービスの受益者と第三者に損害を加えた場合の対応について規定しております。

10番目といたしまして、対象公共サービスに係る評価に関する事項になりますが、本業務の実施状況につきましては平成24年12月の末日時点における状況を調査するとしておりまして、方法としては別紙2にございます入居官署職員による「施設アンケート」の結果や、管理等の不備による事故の発生状況といったものを踏まえて評価を行うことと考えております。

11番目ですが、「その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項」としましては、公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告、または公表、会計検査への協力等について規定しております。

以上、簡単ですが、概略の説明をさせていただきます。

○神宮司東京国税局会計課長 東京国税局会計課長の神宮司です。よろしく申し上げます。

お手元の入札実施要綱(案)に沿って、東京国税局が管理します庁舎における管理運営業務の内容について説明させていただきます。

本業務の対象施設は1ページの1.1の(1)の「イ」のとおり、東京国税局が入居する「大手町合同庁舎3号館」、国税局管内の東京、千葉、神奈川、山梨、1都3県に所在する「83の税務署」、その他「国税庁事務管理センター」等、合わせて91か所の庁舎となります。

対象施設の詳細は、17ページをお開き願いたいと思います。別紙1-1です。この「施設所在地、施設規模及び対象業務一覧表」に記載してあるとおり、まず単独庁舎から書いてありますけれども、1番目の「千葉東税務署」から3枚目、19ページの中段に「鯉沢税務署」とございますが、そこまでの76の税務署で、その下の「光が丘資料センター」等、6か所の国税局の附属設備まで全部で82か所の単独庁舎を対象としております。

その下の合同庁舎はごらんのとおり9か所ですが、「大手町合同庁舎3号館」は今、申し上げましたとおり東京国税局が他官署と入居している庁舎でございます。

次の「国税庁事務管理センター」は、埼玉県朝霞市にある国税庁のコンピュータセンターですが、建物の維持管理は東京国税局が行っている関係上、対象に含めております。

その下の「茂原地方合同庁舎」以下7つの合同庁舎は、いずれも税務署が管理官庁となって他官

署と入居している庁舎でございます。

以上、単独庁舎、合同庁舎、合わせて 91 か所の庁舎を対象とし、すべての施設、業務について一括で入札を実施することとしております。

次に、本業務の対象となっている業務につきましては、また本文に戻りまして 1 ページから 2 ページに掲げてあるとおり、(3) の「イ」の「建築設備管理業務」、①からの 24 業務、2 ページの「ロ」の「清掃業務」、3 ページの「ハ」の「庁舎警備業務」から最後の「ト」の「植栽管理業務」まで、細かく分けると 30 の業務内容となっております。個々の業務内容につきましては、国土交通省監修の「建築保全業務共通仕様書」及び別添 1 から 16 の「従来の実施方法」のとおりでございます。

なお、別添 1 から 16 の「従来の実施方法」を見ていただくとおわかりかと思いますが、建築設備管理業務の各業務につきましては、東京国税局におきましては市場化テスト導入に先立ちまして試行的というか、平成 21 年度から単独庁舎 82 庁舎につきましては既に施設、業務を一括して契約を行っております。また、合同庁舎につきましても別添 1 ないし別添 3 から別添 10 までのとおり、こちらも 21 年度から、これは庁舎ごとですけれども、設備関係のさっきの 24 業務を一括して契約しております。

ただ、24 業務と言いましても国税庁事務管理センターはいろいろ種類があるんですけれども、税務署等は設備については 4 つか 5 つ程度、清掃と合わせても 9 つ程度というふうな感じになるかと思っております。

次に、市場化テストにより新たな業務として本文 3 ページの 1.1.1 に掲げる「管理運営業務全般に係る業務」を追加しました。より効率的な業務の遂行が図られるよう、各業務を包括的に管理する者を設けることにしました。

次に、達成すべき質の設定につきましては、4 ページの 1.2 の「サービスの質の設定」に記載のとおり、1.2.1 の「管理・運営業務の質」から、6 ページの 1.2.6 の「その他の特記事項」まで 6 項目を定めております。

次に 6 ページの大きな 2 番で、実施期間を平成 23 年 4 月から平成 26 年 3 月末までの 3 年間としております。

大きな 3 の「入札参加資格に関する事項」についてですが、当該業務における予定価格に対応する等級は「役務の提供等」の「A」等級に格付けされた者ですが、より競争性を高めるため、「B」等級に格付けされた者の参加も認めることとし、また(7)で複数の事業者で構成される「入札参加グループ」での参加も可としております。

次に、提出された提案につきましては 8 ページの大きな 5 の「落札を決定するための評価の基準及び決定方法に関する事項」、以下 10 ページまでに記載のとおり、必須項目(300点)と加点項目(140点)の審査を行いまして、その評価点を入札額で除算した評価点で落札者を決定する除算方式による総合評価方式によりまして落札者を決定することといたします。

総合評価方式を取り入れる理由としましては、当局の施設は職員のみならず数多くの来署者があり、特に確定申告時期におきましては東京国税局管内税務署全体で約 160 万人の納税者が来署され

ますので、その中でより質の高い公共サービスの実施を求め、民間業者の創意工夫を加味したところで落札者を決定する必要があるからです。

また、先ほど申し上げましたとおり、既にこれらの業務はすべて外部委託しておりますので、今回合併するということでスケールメリットによるコスト削減も当然重視する必要があることから、除算方式を採用しました。

次に、10 ページで大きい6番の「実施状況に係る情報の開示」につきましては、45 ページから53 ページにわたり別紙5-1から5-4まで、平成20年度から22年度の委託費等、3年間の実績等を掲載しております。また、各年度における増減理由につきましては、45 ページに脚注で記載しているとおりでございます。

次に、10 ページの大きい7番になりますが、「落札事業者に使用させることができる国有財産に関する事項」について定めてあります。

次の大きい8番でございますが、「国等の行政機関等の長等に対して報告すべき事項」、それから「契約により落札事業者が講ずべき措置に関する事項」について定めております。

15 ページに飛んでいただきまして、大きい9番で「落札事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合」について定めております。

大きい10番で、「対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項」、16 ページの11番で「その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項」を定めております。

最後に、本案件は対象施設が多いことから現場説明会の実施は予定しておりません。その代わりと言っては何ですけれども、先ほど17 ページの一覧表、別紙1-1、これに加えまして20 ページの別紙1-2及び22 ページの別紙1-3、「庁舎の改修等履歴一覧表」を公表することとしております。

以上で、説明を終わります。

○吉田財務省東京税関総務部会計課長 東京税関会計課の吉田でございます。よろしく申し上げます。

それでは、お手元の実施要項につきまして、担当の補佐である嶋田の方から御説明いたします。

○嶋田財務省東京税関総務部会計課長補佐 東京税関の嶋田と申します。よろしく申し上げます。

それでは、東京港湾合同庁舎ほか3施設の管理・運營業務について御説明させていただきます。

まず本件の対象としている施設でございますが、1つ目としまして東京港湾合同庁舎、これは地上12階、地下2階建ての合同庁舎で、5省8官庁が入居しております。

2つ目の建物としまして芝浦出張所、こちらの方は地上3階建ての庁舎で主に輸出入貨物の通関業務を行っている庁舎でございます。

それから、施設としましては3つ目と4つ目になるのですが、こちらはコンテナ検査センター、青海コンテナ検査センターと城南島コンテナ検査センターになりますけれども、こちらは両施設とも地上3階建てで、大型X線検査装置を使用してコンテナに搭載された貨物の検査をする施設でございます。

以上、4施設が本業務の対象施設であり、実施期間につきましては4の方に書かれておりますけ

れども、平成 23 年 4 月から 28 年 3 月までの 5 年間で予定しております。

続きまして、対象業務につきましてです。対象としている業務につきましては 2 ページに記載がございますが、6 項目、6 業務です。

1 つ目としまして「運転監視業務」、これは東京港湾合同庁舎のみとなっております。2 つ目としまして「エネルギー管理業務」、こちらも東京港湾合同庁舎のみです。3 つ目としまして「点検等及び保守業務」、4 つ目としまして「清掃業務」、5 つ目が「警備業務」、こちらは東京港湾合同庁舎のみというところがございます。最後に 6 つ目ですけれども、「植栽管理業務」、以上の 6 業務を対象としております。

なお、各業務を円滑に遂行するための手段としまして、事業者に統括管理責任者を選任させまして、包括的な管理・運営業務を行わせることとしております。

続きまして、サービスの質の関係に入ります。11 ページになります。「各業務において確保すべき水準は」、従来の実施方法として開示する情報に定める内容としております。ただし、従来の実施方法について改善すべき提案等がある場合につきましては、具体的な方法等を示すとともに現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提案することによって変更可能としております。

続きまして 12 ページで「実施期間に関する事項」、先ほど申し上げましたけれども、平成 23 年 4 月から 28 年 3 月末までの 5 年間で予定しております。

3. で入札参加資格に関してでございますが、A 等級というところがございますけれども、競争性を高めるためということで「A」及び「B」という格付け等級を競争参加資格ということで設定してございます。また、入札参加グループでの入札についても認めておりまして、こちらについては「A」、「B」、「C」という等級にしてございます。

4 番で入札のスケジュールにつきましてでございますが、平成 22 年 11 月上旬ごろに官報公告を予定しております。その後、入札説明あるいは質疑応答等がございます、開札・落札の決定を 23 年 2 月上旬で、23 年 4 月からの業務開始という予定でやっております。

次に 14 ページにまいりまして、5. で客観性を確保するために第三者の有識者 3 名で構成される評価アドバイザーの意見を聞くというところを設定してございます。

評価の基準でございますけれども、本業務の最低限必要な履行内容を要求水準として求めつつも、公共サービス改革基本方針に基づき、民間のノウハウや創意工夫により、より低廉な価格での履行を可能とする内容を提案させるものであることから、総合評価方式として価格当たりの品質が重視されるように除算方式を採用します。

また、従来は取り入れていなかったものなのですが、信頼面というところから I S O 9001、こちらの方を加点項目というところに設定しまして、第三者による認定がプラス要素となるようにしております。

続きまして、6. につきましては 17 ページになります。こちらの方は別紙に記載しておりますが、従来の実施状況に関する情報、7. につきましては「公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項」を書いております。

8. につきましては、国との行政機関の長等に対して報告すべき事項等を記載しております。

22 ページになります。9 番ですが、こちらにつきましては第三者に損害を与えた場合に関する事項、10 番につきましては「対象公共サービスに係る第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項」、11 番は「その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項その他」を書いてございます。

その他としまして、従来の実施状況に関する情報を開示の中で示しておりますけれども、対象としている管理運営業務につきましては今まですべて委託契約で行ってまいりました。

以上、簡単でございますが、終わらせていただきます。

○樫谷主査 ありがとうございます。ただいま御説明いただきました事項につきまして、順番としてまず湯島の方からお願いします。

○稲生専門委員 ある部分、共通している部分もありますのでその旨、適宜申し上げます。数は多くありませんけれども、湯島の場合で申し上げますと、まず支払いが行われる場合というのが資料 C-1 の 8 ページ目に書いてございます。これは確認なんですけれども、1.2.4 に「委託費の支払方法」が書いてございまして、(2) のところを拝見していると、検査の結果、確保すべき水準に到達していないと認められた場合は必要な業務を行い、委託費の支払いは行わない。

これは、要は 1 点でも足していないところがあった場合には一切支払わないということなのか。同時履行と申しますか、その水準に応じて払う部分があって、一部支払いを止めるとか、そういう関係にあるのか。その点はどうでしょうか。やはり全部を確認できて初めて全額お支払いになるという趣旨で読んでおけばよろしいのでしょうか。

○黒岩課長補佐 求めているものは確保すべき水準で、現に今までやってきた水準で求めていますので、そういったものができなければそれができるまでといった形になるかと思えます。

○稲生専門委員 わかりました。要は、これは実は次の東京国税局さんの方の場合、どうやって管理するのかなと思ったものですからお聞きした次第です。それからもう一点です。これは、恐らく 3 つのところ共通している部分だと思っておりますが、加点項目審査のところでございますが、湯島の場合で言うと 13 ページのところに加算項目審査として 60 点計上されておられて、細かいんですけど、要は 1) から 5) まで加点の審査項目がございまして、コスト削減のところは 1) の「イ」のところを集約される形になっていて、これは多分 3 つのところ全部共通だと思っております。

それで、恐らくこれは業務ごとにそれぞれ努力の仕方があって、総括的に提案させるよりも、たしかほかの例などを拝見すると、割と業務ごとにコスト削減を求めた方が、多分業者に対してはいい提案を求められるんじゃないか。具体的な提案を求められるんじゃないかと思っておりますので、可能であれば、例えばこの場合で言うと緊急時の対応はコストの話とは関係ないかもしれませんので、2) から 4) の中で「ウ」を設けるかどうか、ほかを入れるかはわかりませんが、コスト削減ということをむしろ出してやって、1) の「イ」の部分は管理業務全般についてのコスト削減という業務が想定できるのであればいいんですけども、想定されなければこの部分は削除してもいいのかもしれない。そこら辺は御検討なのですが、恐らくこの 3 つの業務に分けた方がいいのかなと思って読んでまいりました。

湯島に関しては、以上でございます。

○渡邊副主査 3つとも関係すると言えば関係するという感じを受けるのですが、従来の実施方法における対象業務の詳細とか、従来の実施方法として今までどういう業務をやってきてもらったかという形で丁寧に詳細に書いていただいておりますが、これをどういうふうに受け止めたらいいか。

例えば、今私が申し上げている趣旨はほかの庁舎管理の関係でも共通するのですけれども、ここに書いてある中で「これだけはマスト」というものがあるのか、ないのか、「もっと改善の余地、もっといい提案を受ければどんどん改善していただいても構わない、しかしこれが最低基準です」という位置付けなのか、あるいは、「単に情報開示として今までやっていました」というようなものなのか、といったようにどういう位置付けと理解すればいいのか、教えていただけたらと思います。

○黒岩課長補佐 一応、従来から業務委託という形で全部外に出しております、そういった中で今までやってきたものですので、その水準については確保していただきたいというふうには考えております。

当然、先ほどありましたように、もっと工夫できる点、よくできる点については加点の対象として見ておりますので、そういったプラスアルファも望んでいるということになります。

○渡邊東京国税局会計課長補佐 国税局も同じ考えでございます、従来からすべての業務について外部委託しております。やはり、法令等で作業内容等が決められているものは当然遵守していただかなければいけないと思っておりますし、それ以外のものについては現行の水準を維持できれば、その辺はまたよりよい方法等、創意工夫が図られるものが提案されれば、それに沿ったところで構わないと考えております。

○吉田課長 東京港湾合同庁舎の方も同じで、従来の実施状況、最低水準の確保というところで位置付けをしております。

○樫谷主査 稲生先生が御指摘された加点項目については、どこも一緒なんですか。

○稲生専門委員 一緒だと思います。国税庁さんも、たしか同じですね。税関さんのところも同じだと思います。大体、つくりは同じのように思います。

○樫谷主査 これはトータルのこともあるけれども、それぞれについてコスト削減の要素も評価に入れた方がよろしいんじゃないかという稲生先生の御提案なのですが、それについてはそれぞれの御担当としてはどうでしょうか。

○稲生専門委員 なぜこれを申し上げるかという、コスト低減に関する提案というものが3つの施設さんに入っておられて、その提案のところを見ると、各業務の現行基準レベルの質が確保できる理由とか、そういう形でコスト低減というものを総括的に見るというよりも、個別の業務ごとに判断されるんじゃないかと思ったんです。

そうだとすれば、恐らく評価においても個別の業務ごとのコスト低減ということで、そのありなしを多分チェックされることも可能じゃないかと思って私は申し上げているところもありますが、いかがでしょうか。

○黒岩課長補佐 それについては、検討して入れる方向で考えたいと思います。

○渡邊副主査 先ほど申し上げた点に関連して、現在の実施方法というのは最低の要求水準だという点は理解できるのですが、他方、事実関係についてはまったく把握していないという前提でお聞

きいただきたいのですけれども、この点は若干手を抜いても仕上がりには関係なく、コストイフェクティブにできるという部分がもしあるとすれば、ここにあることを全部やった上で改善ということになると、多分コストが今以上に上がるということにどうしてもつながりかねないので、なかなか一概にどうだというふうに考えるのは難しいと思うものの、そういう意味ではあくまでもこのぐらいの基準のサービスが必要で、それに代替する手段があるのであれば、ここに書いてあることに必ずしも縛られないというものが、もしそういうものがあるとしたら、個別に御検討いただいて、全体としてというのか、項目ごとにコストの見合いでここまでのものが必要だということを是非お考えいただければと思います。

○樫谷主査 そういうことがあればということですね。

それから、今の湯島の財務局の方で検討してみるという評価に当たっての業務ごとのコスト削減ですね。それは国税局さんの方も、あるいは税関の方でも同じでよろしゅうございますね。

あとは、よろしいですか。どうぞ。

○稲生専門委員 国税庁さんですが、壮大な委託でいらっしゃって全貌がよくわからないところがあります。

今回、7庁舎、1事務管理センター、76税務署という形で、それを全部まるまる包括契約されるということだと思いますが、現状はどういうふうにおやりになっているかというときに、庁舎ごとに今は大体契約されているという理解でいいのでしょうか。そうではなくて今、既に本当にまるまるやっているということでしょうか。

○神宮司課長 先ほども申し上げましたとおり、市場化になってもすんなり入ることを期待して、21年度から実は庁舎だけではなくて宿舎も合わせて134施設、これは建築設備部分だけですがけれども、それを一括して入札しました。入札参加者は5者ございまして、そのうち1者で、に21年度からやっていただいて結構うまく回っているんですけれども、そういった経験を踏まえています。

ただ、それに今度は清掃を入れるとか、庁舎警備というのは特殊な庁舎しかございません。

また、それはどちらかという税務署の単独庁舎ですからできたのであって、合同庁舎が入るのは若干リスクがあるんですけれども、ここまできたからやっしまおうという部分も働きまして、でもグループで参加できるとかという部分もありますので、いけるんじゃないかと言うとちょっと無責任ですけれども、そのようなことで考えております。

○稲生専門委員 76税務署が実は私は一番気になっていて、要するに業者さんからすれば小さなところというのは一番管理が困難だと思うんですが、その一番中心となっている建築部分にもう既に御経験があるのであれば、合同庁舎というのは要するに箱物のどんとしたもので、そちらの方の管理は恐らく一般的には行われているでしょうから、それを包括するのは逆に問題ないかと思って読んでいました。

そういう意味では、税務署の部分が成功裏に進みつつあるのであればいけるのかなというふうには考えております。

○渡邊副主査 どのぐらいの事業者の応札が望めるか、競争が起きるかどうかという観点でお話をお伺いしたいと思います。さきほどは現にやっておられるから大丈夫なのかと思ったのですけれど

も、ただ、もしかすると業務の種類によってもともと事業者がカバーしている地域というのは相当違うのではないかと思います。

例えば、テレビのコマーシャルなどを拝見していると余り地域性はなく、カバレッジが大きいのかなというイメージでいたのですが、清掃業者については全国とか、結構広域をカバーしている事業者は比較的大手に限られていて、小さいところはやはり自分の手の届く範囲というところで事業を行っており、応札できる事業者は比較的限定されているような気がします。

今度は、そういう意味でいろいろな業務の組合せになるとしたら、本当にどのくらい実際のところ変更後に応札が期待できるのか、しかも、コンペティティブな価格での応札が期待できるところがどのくらいあるのだろうかということが今の御説明を伺っていて理解できなかったのですが、いかがですか。

○渡邊課長補佐 実際これから入札してみないと何とも言えないというところもあるんですけども、建物の保守を今 134 施設まとめて 1 者でやっていますが、これについての参加資格は A 等級だけという形でやっております、当然グループでの参加も認めていません。

そういう中で、今回市場化テストをやるに当たって、グループで参加とか、B 等級まで広げたということで、ある程度参加が見込めるんじゃないかと考えております。

○渡邊副主査 例えばこの 1 都 3 県の地域のうち、2 つ 3 つを押さえているところがあって、そこに 1 か所足りないからだれかが入るという形であればわりとグループも組みやすいと思いますが、仮にそれぞれ一つずつのエリアしか押さえていないところが 4 者集まらないと、しかもほかの業種と一緒に入らなければいけないとなると、それだけで結構ハードルが高いのかなということが素人考えなのですがあります。その意味で、本当に心配なのは、応札企業が限られて不調とか、そういうことが起きないのかどうかです。

次に、本当の意味の価格競争が起きるのか。やはりいろいろなところが集まって、たくさん企業でやるとなると本当の意味のシナジーが出るのかとか、そういう観点で見たときにどうかということがあります。実は税務署の数というよりは、例えば山梨と房総、千葉とは結構離れている。しかも、その離れているというのは単に距離ではなくて、交通手段等もそれを考えてワークするかどうかを考えて、複数の主体が入って競争が行われるかどうかというところが疑問だったので教えていただきたいと思った次第です。

○神宮司課長 実は、それ以外には例えば清掃が大きいんですけども、これは正直言って 1 者ではなくて 1 つの契約ですと区分分けしまして、今おっしゃったように山梨、三多摩、23 区、神奈川、千葉、そのような形でやっているのが現状です。

今回、設備がそういうふうにできて、その応札された中にはどちらかという清掃をメインにしている会社もあったものですから、あるいはこれでグルーピングしたらそういうところが出てこないかなど。こちらも 100% 大丈夫ですとは言えない部分があるんですけども、そういったリスクがあるのは確かです。

○樫谷主査 リスクをかけてということではないかも知れませんが、ある程度の感触でおやりになるのはいいと思うのですが、もし不調になったときの対応も明確にしておいていただかないとい

けない。1回不調だったら2回目をやるわけですが、それでもまだまとまらなかったときにどうするかということも想定した上で、まとまってやっただめだということは、それこそ渡邊先生ではないですけども、我々は素人ですから何とも言えないのですが、チャレンジはいいと思うんですけども、できなかつたときのことも想定していただけたらと思います。

○神宮司課長 いろいろ御意見をその部分で承ろうということですので。

○渡邊副主査 リスクの大きさを測るのはとても難しいと思いますが、もし1回やってみてだめだったら分けるということであるとすると、最初に実行したチャレンジというのは何だったんだろうという気も正直言っておりまして、この辺りは今までの御経験の蓄積とか、実際にヒアリングをされたり、その辺りでリスク評価をやはりある程度やっただめだかざるを得ない部分かなと考えます。できれば、とりあえずやってみようでは、わざわざやるのに一か八かではなく、やはりそれなりの成算があるような方向でお考えいただけたらと思った次第です。

○岡田東京国税局会計課係長 今回は3年契約なんです。今までは単年度契約なので、地域別に分けざるを得ないというところもあったと思うんです。これが3年あるいは複数年契約をすることによって、各民間事業者さんの創意工夫を入れることによって投資ができるかなという気持ちもあるんです。

○渡邊副主査 その投資を3年間で回収して、そこで終わるかどうかが。次があれば投資するけれども、3年間でそれだけの投資をしてカバーできないとなると、投資に向けていきますというわけにはなかなか民間企業の方はいかないと思います。恐らくその辺りをやるためにはどのぐらいの投資コストが必要で、本当に参入される方がどのくらいおられるのかというところを測っていただくしかないような気がいたします。

○稲生専門委員 さっきの百三十何か所まとめているという現在やっているものですが、これは応札というか、応募は何グループくらいあったんですか。

○渡邊課長補佐 5者です。

○稲生専門委員 わかりました。

あとは、やはりパブリックコメントがすごくポイントになると思いますね。だから、それで必要があればどんどん軌道修正していくという形にしないと、多分なかなか厳しいという感想です。

○樫谷主査 それから、港湾合同庁舎が5年でそれ以外は3年ですね。それは別に違っててもいいのかもわかりませんが、今の長期の投資という観点からみれば長い方が投資の回収期間が長くなるのでコストも安くなる可能性はあるわけですね。そうすると、特に大きなものだけに3年より5年の方が一般的に言うといいかと思うんですが、3年がいいというふうに判断されたのはどういうところなのでしょう。

○渡邊課長補佐 実は、東京国税局が入居しています大手町合同庁舎3号館ですけども、26年に移転が予定されている関係がございまして、今回3年という形にさせていただきました。

○樫谷主査 たしか、再開発があるんですね。

○渡邊課長補佐 そうですね。

○樫谷主査 あとは、施設管理担当者というものを決めていると思うんですが、ここのそれぞれの

ところは全部そうだと思うのですが、検査監督というところがそれぞれあると思うのですが、これは検査監督する職員と、それから施設管理担当者というのは同じと考えてよろしいんですか。

○渡邊課長補佐　そうです。

○樫谷主査　つまり、窓口ですね。特に国税の方はすごく広いので、どなたが窓口になるかということはここに全部書かなくてもいいのかもわかりませんが、あらかじめ決めておかないと、例えば、地方の税務署の管理運営のときに、どなたにどうすればいいのかというようなことも事前に整理していただいた方がいいのかなとは思いますが。

○渡邊課長補佐　今、考えておりますのは、基本的には各税務署の総務課というところがございまして、そこに総務係長なり会計係長がいますが、その方に日々の確認はしていただいて、それを最終的に国税局の方で集約したところで日々の業務ができていくかどうか。その辺を見たところで、最終的な検査監督という形で考えております。

○樫谷主査　この施設管理担当者というのと、検査監督体制の職員の方とは必ずしもイコールじゃないということですね。

○渡邊課長補佐　そうです。

○樫谷主査　この施設管理担当者というのは会計課の経費第1係の方と施設管理室担当者と、これは特定できるということですね。

○渡邊課長補佐　できます。

○樫谷主査　あとは、どうですか。事務局から何かありますか。

○事務局　御指摘をいただきました、特に評価項目の立て方、質とコストという考え方について、前向きに御検討いただけるというような御回答をいただいておりますので、御指摘いただきましたところを改めて御検討させていただきまして、この後パブコメの方にかかせていただけたらと思っております。

○樫谷主査　それでは、「湯島地方合同庁舎の管理運営業務」、「東京国税局が管理する庁舎における施設管理・運営業務」、「東京港湾合同庁舎等の施設管理・運営業務」の実施要項（案）の審議は、若干の修正をしていただくかもわかりませんが、これまでとさせていただきたいと思っております。

　　今後は議了するんですけれども、財務省におかれましては本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただくようお願いしたいと思います。特に東京国税局についてはいろいろな意見が出てくるかもわかりませんので。

○神宮司課長　今、貴重な御意見をいただきまして、その余地ありということで考えたいと思うのですが、それはどういう場でご相談等差し上げたらよろしいのでしょうか。

○樫谷主査　まずは事務局と御調整いただいて、大幅な変更というのであればもう一度検討しなければいけないかと思いますが、それだけでなく微調整であるならば書類の方で事務局に言っていただければと思います。

○神宮司課長　今の一括を区分分けとか、そういうふうなことは微調整ではございませんですね。

○樫谷主査　微調整ではないですね。

　　では、申し訳ないですけれども、もう一度是非近いうちに機会をつくっていただいて。

ただ、スケジュールに間に合わないといけないですから、早急に御検討いただいた方がいいかもしれないです。いずれにしても、意見募集をする前にやっておくのか、後にやるのかというポイントになると思いますし、もしそういうことをある程度決定されるのであれば前の方がスケジュール的にもいいと思いますので、できれば前にですが、事務局はどうですか。入札監理小委員会をもう一度開くことになると思いますので、タイム的にどうでしょうか。

○事務局 まずは早目に御決断をいただくなり、御検討いただくなりしていただいて、事務局にお知らせをいただければと思います。

あとは、入札のスケジュール等、契約のスケジュールもあると思いますので、そこら辺の流れを押さえながら御相談をさせていただきたいと思います。

○神宮司課長 そちらもタイトで、こちらもタイトなので。

○樫谷主査 一括してやるのがだめだと言っているわけではなくて、懸念をしているというだけなので、それはむしろ東京国税局として実施されている方の感触の方が大事かも知れませんが、我々としては心配ごとがありますので、一応指摘をさせていただいたということです。

ただ、それを受けてどうされるかは東京国税局の方で御判断いただいて、できれば意見募集前の方がいいのかなというふうに私は思いますし、先生方もそうだと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら事務局にお寄せいただきたいと思います。事務局において整理をしていただいた上で、各委員にその結果を送付していただきます。

本日はどうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了したいと思います。

なお、次回開催につきましては事務局から追って連絡いたします。本日はどうもありがとうございました。